

水郷小見川少年自然の家指定管理者審査基準

【必須項目の審査】

- ・「1点」を標準とし、優れたものについては特に加点。各項目とも3点満点。
- ・標準に満たない場合は0点。意見聴取した外部有識者等の過半数が0点を付けた審査内容があり、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格。

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
(1) 事業計画書の内容が県民の平等な利用を確保することができるものであるか (指定手続条例第3条第1号)	①施設の設置目的及び教育委員会が示した管理の方針	(ア) 施設の設置目的を理解しているか	3	
		(イ) 教育委員会が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか	3	
		(ウ) 経営理念やコンプライアンスの取組等、団体の経営モラルは適切か。	3	
	②平等な利用を図るための具体的な手法及び期待される効果	(ア) 事業内容等が一部の県民、団体に対して不当に利用を制限又は優遇するものではないか	3	
		(イ) 社会的弱者へ配慮されているか	3	
	(2) 個人情報の取扱は適正か	①個人情報保護の取組	(ア) 個人情報保護のための適切な措置がとられているか	3
必須項目 小計			18	

【一般項目の審査】

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
(3) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に効果的に効率的に発揮させるものであるか。 (指定手続条例第3条第2号)	①利用者の増加を図るための具体的な手法及び期待される効果	(ア) 年間の広報計画の内容は適切か。	3	14
		(イ) 利用者増加への取組内容は適切か。 千葉県魅力的な自然（「川」）を生かしたプログラムの開発・提供が提案されているか。 *注1（重点項目）	5	
		(ウ) 地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。	3	
		(エ) 県内市町村青少年教育施設とのネットワーク化に資する事業等の考え方が適切であるか。	3	
		(オ) 県内市町村青少年教育施設とのネットワーク化に資する事業等の考え方が適切であるか。	3	
	②サービスの向上を図るための具体的な手法及び期待される効果	(ア) サービス向上のための取組内容は適切か。	3	12
		(イ) 募集事項に示した内容への提案は適切か。	3	
		(ウ) 主催事業の提案は、公の施設の設置目的の達成に資するものとなっているか。	3	
		(エ) 全体的に施設の設備・機能を活用した内容となっているか。	3	
	③施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	(ア) 求めている内容が事業計画書で提案されているか。	3	11
		(イ) 施設管理、安全管理は適切か。 *注2（重点項目）	5	
		(ウ) 維持管理は効率的に計画されているか。	3	
④管理に係る経費の縮減効果（又は収益性の確保）	(ア) 教育委員会が想定した参考金額をどの程度下回っているか。 *注3	25	25	

(4) 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な能力(人員、財政的基盤等)を有しているか。 (指定手続条例第3条第3号)	①収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	(ア) 収入、支出の積算と事業計画の整合性は図れているか	3	9	
		(イ) 収支計画の実現可能性はあるか	3		
		(ウ) 販売費及び一般管理費の額は適正か	3		
	②安定的な運営が可能となる人的能力	(ア) 人員配置等管理運営体制は適切か	3	9	
		(イ) 職員採用、確保の方策は適切か	3		
		(ウ) 職員の指導育成、研修体制は十分か	3		
	③安定的な運営が可能となる財政的基盤	(ア) 団体の財務状況は健全か	3	6	
		(イ) 金融機関、出資者等の支援体制は十分か	3		
	④類似施設の運営実績	(ア) 実績からして、本件施設を良好に管理運営できる可能性はどうか	3	3	
	(5) その他	① 地域への貢献度	(ア) 地域への貢献度はどうか。	3	11
		② 運営意欲	(ア) 運営に対する意欲はどうか。	3	
		③ 危機管理	(ア) 危機管理体制は十分か。 なお、施設の特性に応じた具体的な感染症(コロナウイルスを含む)防止対策はどうか。 *注4(重点項目)	5	
一般項目		小計	100		
合 計(必須項目 + 一般項目)			118		

*注1・注2・注4(重点項目)

青少年が利用する教育施設として、利用者増加への取組内容は適切か。施設管理・安全管理及び危機管理体制を重要と考え、5点の配点とした。

*注3 最低提案額を満点(25点)とし、最低提案額から参考金額の2%相当分額が上がるごとに1点ずつ減点する。